

ノーネクタイ等勤務（通年輕装勤務）の実施について

更新日：2024年04月01日

本市では、令和5年11月1日から省エネルギーの推進や業務の効率化、働き方改革の一環として、ノーネクタイ等勤務（通年輕装勤務）を試行してきたところです。

環境省では、クールビズ及びウォームビズ期間を一律に呼びかけることをやめ、気候等にあわせて個人が判断することとし、通年で職員の服装を自由化しております。

また、全国の自治体の一部においても、通年でノーネクタイ等を実施するなど通年輕装勤務の取組みが始まっております。

つきましては、下記のとおりノーネクタイ等勤務（通年輕装勤務）を正式に実施いたしますので、ご理解をお願いいたします。

目的

- 職員それぞれが快適で働きやすい服装に取り組み、適正な室温設定で空調を使用することにより、省エネルギーの推進を図ります。
- 夏季期間は、ポロシャツ等の軽装により勤務し、冬季期間は、セーター、カーディガン等の重ね着等での勤務により、更なる業務の効率化を図ります。
- 働き方改革の一環として、気候等に合った服装を職員自らが選択することにより、職員のストレスの軽減を図ります。

実施開始日

令和6年4月1日（月曜日）

- 市民等に不快感を与えるような服装を避け、職員としての品位を落とすことのないよう、着こなし等に十分に配慮いたします。
- 式典や庁舎外での会議等、社会通念上必要と判断される場合においては、ネクタイを着用するなどTPO（時・場所・場合）にあわせた服装選びを行います。

この記事に関するお問い合わせ先

行政管理部 総務課 人事職員グループ
〒895-8650 神田町3-22
電話番号：0996-23-5111 ファックス番号：0996-20-5570
[メールでのお問い合わせ](#)